

児童手当・特例給付 認定請求書

認定番号

中津川市長 様

被用者 ・ 非被用者

(宛名番号)

次のとおり、関係書類を添えて認定請求します。なお、審査に伴い監護状況等を公簿により確認することを承認します。
また、請求者本人及び配偶者の税務資料の閲覧について、同意し、配偶者から同意を得ています。

提出年月日 令和 年 月 日

請求書記入者 氏名

請求者との関係

フリガナ			② 性別	男 ・ 女	⑤ 配偶者 の有無	有 ・ 無	⑦ 個人 番号	-	
①氏名									
③生年月日	昭和	・	平成	年	月	日	④職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの	
⑥住所	〒 -		中津川市		⑩請求者が加入している公的年金制度の種別		ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. 未加入 エ. その他 ()		
⑧住所	〒 -		中津川市		⑧金融機関希望		銀行 支店名 金庫 支店名 信組 支店名 農協 支店名 漁協 支店名 漁協連 支店名 ※ゆうちょは5桁記号番号を記入		
⑨住所	〒 -		中津川市		⑩職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
⑪住所	〒 -		中津川市		⑪職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
⑫住所	〒 -		中津川市		⑫職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
⑬住所	〒 -		中津川市		⑬職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
⑭住所	〒 -		中津川市		⑭職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
⑮住所	〒 -		中津川市		⑮職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
⑯住所	〒 -		中津川市		⑯職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
⑰住所	〒 -		中津川市		⑰職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
⑱住所	〒 -		中津川市		⑱職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
⑲住所	〒 -		中津川市		⑲職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
⑳住所	〒 -		中津川市		⑳職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㉑住所	〒 -		中津川市		㉑職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㉒住所	〒 -		中津川市		㉒職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㉓住所	〒 -		中津川市		㉓職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㉔住所	〒 -		中津川市		㉔職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㉕住所	〒 -		中津川市		㉕職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㉖住所	〒 -		中津川市		㉖職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㉗住所	〒 -		中津川市		㉗職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㉘住所	〒 -		中津川市		㉘職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㉙住所	〒 -		中津川市		㉙職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㉚住所	〒 -		中津川市		㉚職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㉛住所	〒 -		中津川市		㉛職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㉜住所	〒 -		中津川市		㉜職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㉝住所	〒 -		中津川市		㉝職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㉞住所	〒 -		中津川市		㉞職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㉟住所	〒 -		中津川市		㉟職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㊱住所	〒 -		中津川市		㊱職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㊲住所	〒 -		中津川市		㊲職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㊳住所	〒 -		中津川市		㊳職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㊴住所	〒 -		中津川市		㊴職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㊵住所	〒 -		中津川市		㊵職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㊶住所	〒 -		中津川市		㊶職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㊷住所	〒 -		中津川市		㊷職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㊸住所	〒 -		中津川市		㊸職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㊹住所	〒 -		中津川市		㊹職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㊺住所	〒 -		中津川市		㊺職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㊻住所	〒 -		中津川市		㊻職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㊼住所	〒 -		中津川市		㊼職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㊽住所	〒 -		中津川市		㊽職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㊾住所	〒 -		中津川市		㊾職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		
㊿住所	〒 -		中津川市		㊿職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの		

フリガナ			⑩ 性別	男 ・ 女	⑫ 個人 番号	-	
⑨氏名							
生年月日	昭和	・	平成	年	月	日	⑩職業
⑪住所	〒 -		中津川市		⑪職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
⑫住所	〒 -		中津川市		⑫職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
⑬住所	〒 -		中津川市		⑬職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
⑭住所	〒 -		中津川市		⑭職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
⑮住所	〒 -		中津川市		⑮職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
⑯住所	〒 -		中津川市		⑯職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
⑰住所	〒 -		中津川市		⑰職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
⑱住所	〒 -		中津川市		⑱職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
⑲住所	〒 -		中津川市		⑲職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
⑳住所	〒 -		中津川市		⑳職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㉑住所	〒 -		中津川市		㉑職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㉒住所	〒 -		中津川市		㉒職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㉓住所	〒 -		中津川市		㉓職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㉔住所	〒 -		中津川市		㉔職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㉕住所	〒 -		中津川市		㉕職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㉖住所	〒 -		中津川市		㉖職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㉗住所	〒 -		中津川市		㉗職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㉘住所	〒 -		中津川市		㉘職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㉙住所	〒 -		中津川市		㉙職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㉚住所	〒 -		中津川市		㉚職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㉛住所	〒 -		中津川市		㉛職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㉜住所	〒 -		中津川市		㉜職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㉝住所	〒 -		中津川市		㉝職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㉞住所	〒 -		中津川市		㉞職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㉟住所	〒 -		中津川市		㉟職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㊱住所	〒 -		中津川市		㊱職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㊲住所	〒 -		中津川市		㊲職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㊳住所	〒 -		中津川市		㊳職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㊴住所	〒 -		中津川市		㊴職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㊵住所	〒 -		中津川市		㊵職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㊶住所	〒 -		中津川市		㊶職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㊷住所	〒 -		中津川市		㊷職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㊸住所	〒 -		中津川市		㊸職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㊹住所	〒 -		中津川市		㊹職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㊺住所	〒 -		中津川市		㊺職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㊻住所	〒 -		中津川市		㊻職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㊼住所	〒 -		中津川市		㊼職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㊽住所	〒 -		中津川市		㊽職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㊾住所	〒 -		中津川市		㊾職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの
㊿住所	〒 -		中津川市		㊿職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でないもの

氏名	続柄	生年月日	同居別居の別	海外留学をしている場合の出国年月日	住所	監護の有無	生計関係	※児童との関係で、該当する場合に○			
								3歳未満	3歳以上小学校修了前	中学生	
	H	・	・	同・別	年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
	R	・	・	同・別	年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
	H	・	・	同・別	年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
	R	・	・	同・別	年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
	H	・	・	同・別	年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
	R	・	・	同・別	年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
	H	・	・	同・別	年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
	R	・	・	同・別	年 月	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			

⑮課税所得の有無	有・無	⑯扶養親族等及び児童の数	人	⑰老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数	人	⑱所得状況	円
※ 審査							※ 認定・却下年月日
判定	認定・却下		区分	・児童手当	手当月額	円	令和 年 月 日
控除後の所得額	所得制限限度			・特例給付	3歳未満分 3歳以上(第1・第2子) 3歳以上(第3子以降) 中学生分 合計	円 円 円 円	※支払開始月 令和 年 月分から
※ 受付事由							市区町村へ確認
令和 年分	所得の合計額		円	出生	転入	その他	消滅日 R . .
※ 不備書類							R . . 月分まで
控除	雑損控除額	医療費控除額	小規模企業共済等掛金控除額	別居監護 マイナンバー 申立書	離婚協議 申立書	証明書類 証明書類	在留カード 本人 子
	障害者控除額 障 人・特障 人	寡婦・ひとり親・勤労学生控除額	政令による控除	パスポート 本人 子	留学 申立書	未成年後見人 申立書	父母指定 届出書
	80,000円			備考:	戸籍抄本 申立書	生計維持 申立書	※医療案内 証明書類
※印の欄は、記入しないでください。 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。							※ 受付印

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ②、③、④、⑤、⑭、⑮及び⑯の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 ⑨、⑩、⑪及び⑫の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
⑩の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 6 ⑬の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、⑬の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 8 ⑬の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 9 ⑭の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 10 ⑯の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、また〔 〕内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。
いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 11 ⑰の欄は、請求者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除（当該控除のみなし適用を申請する場合は、その額を控除した額）又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。以下同様です。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 請求者が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
ケ 「10」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
コ 請求者が寡婦（寡夫）控除のみなし適用の申請を行う場合は、その事実を明らかにすることができる書類
サ 請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

備考

- 1 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。